

# 地域公共交通計画の作成について ～入門編～

---

国土交通省関東運輸局

東京運輸支局

2023年12月4日(月)

# なぜ地域公共交通計画を作成すべきなのか？

地域公共交通に関する協議の場

協議会運営のポイント

地域公共交通計画の作成

# なぜ地域公共交通計画を作成すべきなのか？

## 1. 地域公共交通計画策定の意義

地域公共交通計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行います」という宣言文です。

地域の方々から寄せられる「こっちにもバスを走らせて欲しい」、「●時頃の便を増やしてほしい」といった個別の要望にも、地域旅客運送サービスの全体ビジョンや政策推進の観点から明確に回答することができるようになります。

また、施策実施にあたっての住民説明や議会での答弁、予算要求時の財政協議などに際し、“法定の”計画に事業が位置付けられていることが根拠となり、予算化や補助申請、庁内や交通事業者との協議、住民や議会への説明等の拠りどころとして用いることができます。

地域交通法第4条において、「都道府県は各市区町村を超えた広域的見地から市町村と密接な連携を図り、活性化・再生に取り組む」、「市町村は主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むように努めなければならない」と明示され、地方公共団体による地域公共交通への積極的な関与が法律の面からも求められています。

## 2. 地域公共交通計画の位置づけ

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」であり、地方自治体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会での協議を行って作成するものです。

地域公共交通計画は、地域の社会・経済を交通の面から支える基盤となるものです。そのため、同法第5条において計画を作成することが地方自治体の「努力義務」とされています。

なぜ地域公共交通計画を作成すべきなのか？

**地域公共交通に関する協議の場**

協議会運営のポイント

地域公共交通計画の作成

# 地域公共交通に関する協議の場

## 1. 協議会の構成員と主な役割

法定協議会の構成員には、計画を作成しようとする**地方公共団体**、関係する**公共交通事業者等**、**道路管理者**、**港湾管理者**その他地域公共交通計画に定めようとする**事業を実施すると見込まれる者**、関係する**公安委員会**を必ず含める必要があります。

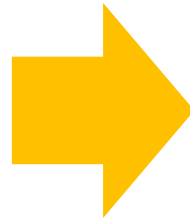
また、地域公共交通の**利用者**、**学識経験者**その他の当該地方公共団体が**必要と認める者**については、主宰する地方公共団体が**必要と判断した場合**に構成員に加えることができます。（活性化再生法第6条）

構成員	主な役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村としての方針を提示</li> <li>地域活性化や町作り等の立場からの発言</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の境界を越えた広域的な視点での助言</li> </ul>
地域住民 ・利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から感じている利用する上での課題、困ったことを伝える</li> <li>地域の視点から、公共交通に関する課題や必要な取り組みを提案</li> </ul>
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通運行の当事者としての助言</li> <li>ノウハウを活かした企画立案</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理上の観点から助言</li> </ul>
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通保安上の観点から助言</li> </ul>
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通やそれに関連する分野の有識者としてアドバイス</li> </ul>
運輸局・支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の公共交通のあり方について助言</li> </ul>

# 地域公共交通に関する協議の場

## 2. 既存協議体の活用

法定協議会と地域公共交通会議は別々に設置する必要があるか？



必要なメンバーが揃っていれば、1つの協議組織に統合が可能

道路運送法に基づく地域公共交通会議や地域協議会が既に組織されている場合には、**必要なメンバーの追加によって法定協議会とすることが可能**になるとともに、メンバーは地方公共団体の判断によって柔軟に追加できます。

**法定協議会と地域公共交通会議は、機能が違うとはいえ、参加する関係者はほとんどが同じ**です。さらに、法定協議会で策定した地域公共交通計画に基づく事業を具現化するためには、道路運送法上の手続きが必要であることが多いため、別々に会議を開くことは非効率な場合があります。

このため、法定協議会と地域公共交通会議を別々に設けるのではなく、**1つの協議組織に両者の機能を併せ持つことができる**ようになっています。この場合、**協議会の設置規約に両者の機能を持つことを規定**しておきます。

今後の乗合バス等の運行費補助は、活性化再生法の計画制度と連動化し、原則として法定協議会に対して補助を行うこととなります。

地域公共交通会議のままでは補助を受けることができませんので注意しましょう。

なぜ地域公共交通計画を作成すべきなのか？

地域公共交通に関する協議の場

**協議会運営のポイント**

地域公共交通計画の作成

# 協議会運営のポイント

## 1. 会議で議論すべきこと

「地域公共交通計画」を策定し、様々な関係者がそれぞれの立場から、計画に基づく事業をよりよくするためのアイデアを出し合うことが望めます。

地域内には、コミュニティバスやデマンド型交通だけでなく、民間の鉄道や路線バス、タクシーも運行しており、それぞれが重要な役割を担っています。

地域全体の公共交通ネットワークの中で、それぞれの公共交通の役割分担を踏まえて議論することが重要であり、将来にわたって持続することができるかという視点での議論も大切になります。

協議の場には、多様な立場の人が参加しており、必ずしも意見が一致するとは限りません。参加者がお互いの立場を尊重して議論ができるようにしましょう。

## 2. 議論を進めるポイント

### 事前の意見集約

事前に地域住民や利用者の意見を収集する仕組みや機会を設け、会議でその内容を報告することが考えられます。

例えば、地元組織の協力を得るなど、住民意見を普段から収集する仕組みを構築したり、地区（自治会・校区等）ごとに説明会や意見交換の場を開催し、事前に意見等を集約しておくといでしょう。

### 下部組織（作業部会・分科会）の設置

会議は参加者が多いため、限られた時間の中では十分な議論が行えないこともあります。このため、下部組織として地方自治体担当者、住民代表、交通事業者などで構成する作業部会・分科会を設置することで、事前に協議内容について調整を図ることも有効です。

### 住民委員への情報提供

年度が変わって新たに委員になった場合、これまでの取組みの経緯が分からないため積極的に意見が述べられないことや、そもそも生活の中で公共交通を利用していないため、状況が十分にわからないようなことも。事前に関係情報を提供するなどの配慮を。

### 交通事業者との情報交換

鉄道や路線バス、タクシーなど、地域内の既存の交通事業者と定期的に意見交換するなど、普段から良好な関係を構築しておくことが重要です。



なぜ地域公共交通計画を作成すべきなのか？

地域公共交通に関する協議の場

協議会運営のポイント

**地域公共交通計画の作成**

# 地域公共交通計画の作成

## 1. 地域公共交通計画とは

◇活性化再生法に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。

◇地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

### 計画のポイント

#### ◆まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保

- ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
- ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携

#### ◆地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

- ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
- ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上

#### ◆地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ

- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
- ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上

#### ◆住民の協力を含む関係者の連携と協働

- ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の知己の関係者と協議
- ・分野の垣根を越えた連携・協働により、地域の資源を有効活用した輸送手段の確保

⇒地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

◆利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

### 地域旅客運送サービス

#### 公共交通機関



鉄道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

# 地域公共交通計画の作成

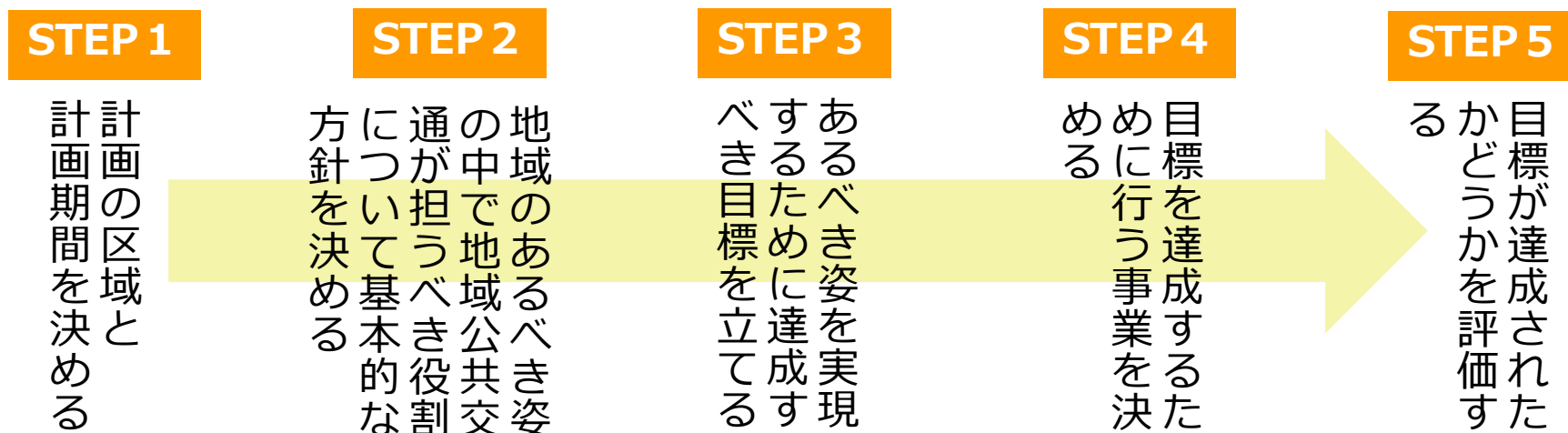
## 1. 地域公共交通計画の構成

地域公共交通計画を策定するためには、活性化再生法第5条第2項に定められた、下記に示す記載事項を満たさなければなりません（法定記載事項）。

### 地域公共交通計画の記載事項

- ①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②地域公共交通計画の区域
- ③地域公共交通計画の目標
- ④前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

## 2. 計画策定の流れ（計画策定の5つのステップ）



# 地域公共交通計画の作成

## STEP 1 計画の区域と計画期間を決める

### 【計画の作成主体】

- ① 単独市町村による作成
- ② 複数市町村による共同での作成
- ③ 都道府県と区域内の市町村による共同での作成

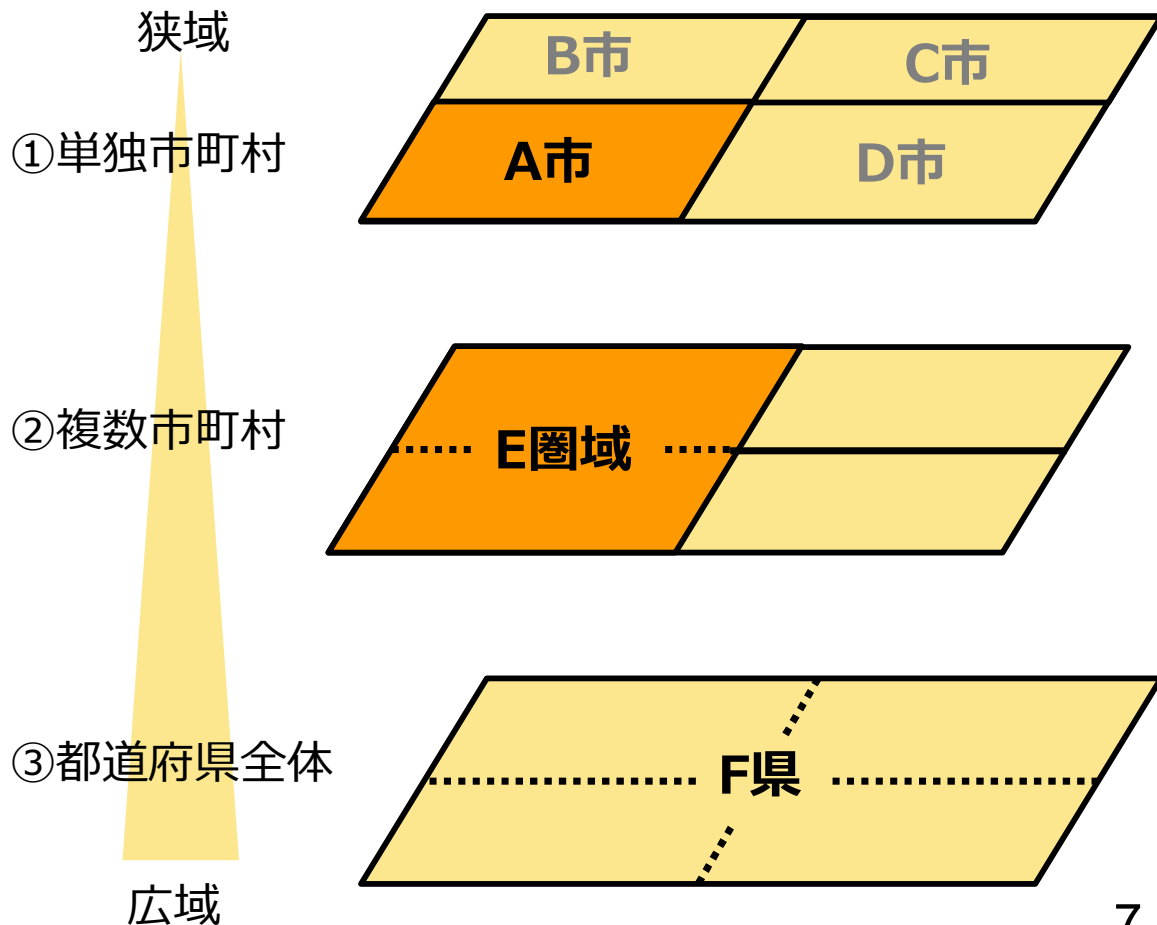
### 【計画区域】

計画区域は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった**日常生活の移動がなされる交通圏が基本**です。この区域の範囲によって、地域公共交通計画の作成主体が決まります。

### 【計画期間】

計画の期間については、3年以内程度の短期間では事業の継続性が担保できませんし、逆にあまりに長いと、社会情勢の変化に計画の内容がついて行けなくなる可能性があります。

このため、**5年程度とすることが一般的**ですが、それ以上の計画期間を設定する場合には、3～5年程度で中間見直しの機会を設けることが望ましいでしょう。



# 地域公共交通計画の作成

## STEP 2 地域のあるべき姿の中で地域公共交通が担うべき役割について基本的な方針を決める

基本的な方針は、地域のあるべき姿・なりたい姿を描き、その中で地域公共交通がどのような役割を担うべきかについての、いわばスローガンです。

総合計画などの上位計画で示されている将来的なまちづくりの方針を踏まえ、その中で地域公共交通に何が求められるのかを考えることが大切です。

## STEP 3 あるべき姿を実現するために達成すべき目標を立てる

基本的な方針を実現するために、達成すべき目標を具体的に定めます。具体的に目標を設定するにあたり、まずは、現状を把握することが大切です。

### (1) 現状の把握 ～地域の現状を見る・聞く・触れる～

現状を把握して、なりたい姿とどのくらいのギャップがあるのかを認識する必要があります。

このときに把握すべき事項としては

- 現在の地域公共交通の状況（鉄道・バス・タクシー等の運行状況、路線網、運行本数など）
- 地域内で行われている公共交通以外の移動支援サービスの状況（福祉有償運送の実施状況、スクールバス・福祉バス等の運行状況、福祉タクシーチケットの配布、ボランティアによる外出支援の状況など）
- 地域内の施設の立地状況、人口の分布状況
- 地域住民や利用者の移動に対するニーズ

などが代表的なものとして挙げられます。

これらを用いて、人口分布や移動ニーズと、地域旅客運送サービスの関係を整理することが第一歩です。

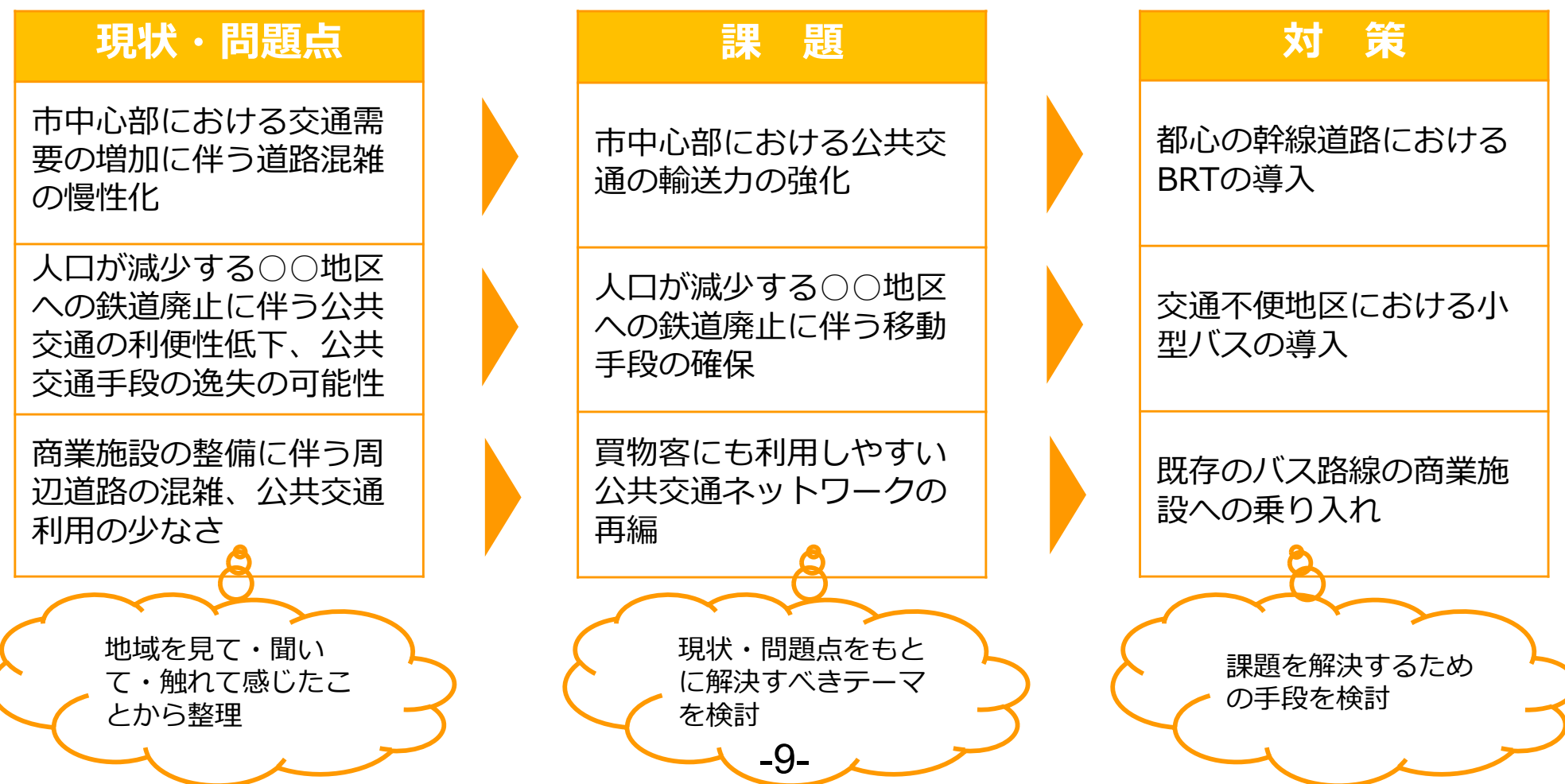
# 地域公共交通計画の作成

## (2) 問題点、課題、対策の整理 ～解決すべき課題から目標を導く～

調査を通じて把握したデータなどは、地図上にマッピングしたり、グラフ化するなどの「見える化」をして会議での議論に活用しましょう。

住民や利用者のニーズが高いにもかかわらず、現在のサービスでは充足されていないものが解決すべき課題として見えてくるでしょう。この課題を解決することが計画の目標となります。

<問題点・課題の整理例>





## STEP 4 目標を達成するために行う事業を決める

それぞれの目標を達成するための事業を考えていきましょう。計画期間中に確実に行う、あるいは行うべき事業を漏らさず書くことが大切です。

この事業は、新たに取り組みを始めるものだけでなく、以前から継続しているコミュニティバスの運行なども忘れずに記載しておきましょう。

新たな事業の場合は、実施の時期や内容がしっかり固まっていない場合もあるかも知れませんが、そうした場合には大まかな方向性だけでも書いておく良いでしょう。

一方で、すでに実施する内容がはっきりしているものについては、できるだけ具体的な内容を記載しておくことが求められます。

また、スケジュール表を作成し、**いつの時期に何の事業を行うかを明文化**しましょう。

事業を記載する際に忘れてはならないのが「実施主体」です。事業の実施主体がほとんど「市」となっている計画が少なからず見られます。つまり、ほとんどの事業を地方自治体の実施するということですが、地域公共交通活性化の取り組みは地方自治体だけが頑張っても実現できるものではありません。

交通事業者をはじめ、公共交通活性化の取り組みの便益を受ける主体が事業実施主体に名を連ねるべきですし、事務局（＝多くの場合、自治体の担当部局）は**様々な主体を巻き込むような事業の進め方をするべき**です。

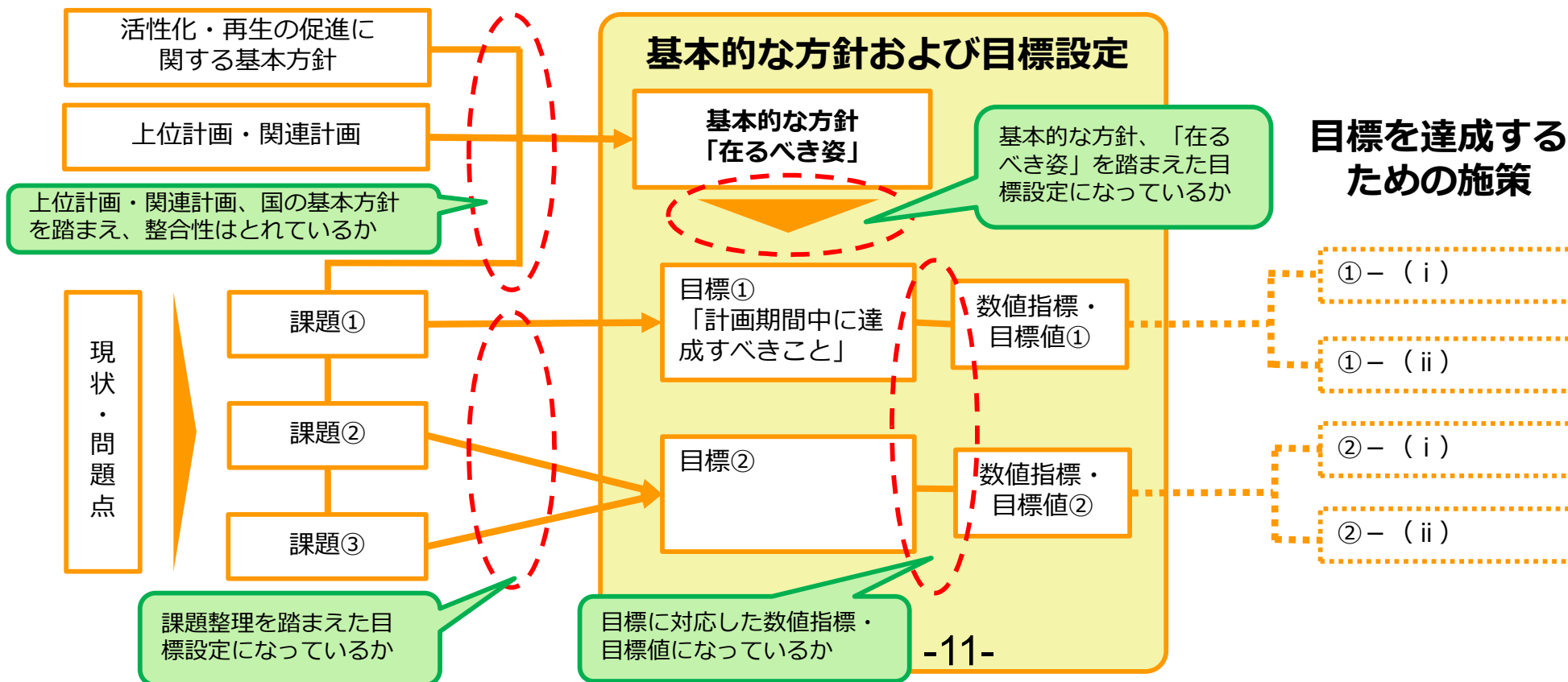
# 地域公共交通計画の作成

## STEP 5 目標が達成されたかどうかを評価する

計画に記載された様々な事業を実施した結果、目標を達成できたかどうかを評価します。目標はなるべく**定量的な数値で達成度合いを表現**できるものとしておくことが望ましいです。

評価は、評価することそのものが目的ではなく、**改善に結びつけることが真の目的**です。また、評価指標は自分たちで入手や取り扱いをしやすい数値を用いるようにすると良いでしょう。

- ・ 目標は、数値指標・目標値につなげる意識を持って設定しましょう。
- ・ 現状・問題点、上位・関連計画、国の基本方針、課題、基本的な方針と目標の整合を確認しましょう。





# 地域公共交通計画の作成

## 地域公共交通計画におけるPDCAサイクル

一連のPDCAサイクルが機能するためには、幹線補助・フィーダー補助にかかる計画認定申請の提出時期（6月）、行政の予算要求時期（秋頃）、第三者評価委員会の時期（2月）など、行政的作業のスケジュールを考慮することが不可欠です。

なお、既存の計画では、PDCAサイクルの概念図をただ貼り付けているだけの計画が数多く見受けられます。このような概念図だけでは評価・見直しスケジュールや評価方法、評価体制の具体的な検討が図られないため、**スケジュール表の中で明確化**するようにしましょう。

### <PDCAサイクルの一例>

